

岸総理と同案について話し合われた結果、総理も遂に同意され、
蔵相にははからず総理と外相との責任においてやることに話がまとまつた。

(藤山大臣からマッカーサー米国大使に対する口頭陳述)

日韓全面会談において諸懸案が最終的に解決して、正式に両国の国交が樹立された暁には、日本国政府は、韓国国民の社会福祉に寄与する目的をもって、一定金額を支出するために所要の国内手続をとる所存である。

○
その実際の総額は、外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額を基礎として、日本国政府が算定することとなるであろう。

以上のこととは、次のことを条件とする。

- (1) 現在既に「刑」を終えて釜山に抑留されている全ての日本人漁夫及び1960年 月 日までに「刑」を終える全ての日本人漁夫を、韓国政府が1960年 月 日に日本へ送還すること。
- (2) 同日以後「刑」を終える全ての日本人漁夫を、それぞれの「刑」が終わり次第、韓国政府がその都度直ちに日本へ送還すること

(マッカーサー大使の質問に対する藤山大臣の答え)

1. 「外務省と米国大使館との話し合いにおいて言及された金額」というのは、韓人帰国者の標準1家族(5, 6名)当たり1500ドルということになるであろう。
2. 「韓人帰国者」というのは、太平洋戦争の戦闘終止以前から日本国に引き続き居住している韓人で、大韓民国に帰国する者をいう。)

3. カバーされる期間は、特定の2年間である。

4. 万一韓国側のいずれかの方面又はソースが、本件を発表したり、漏洩したり、ヒントした場合には日本側は、これを全面的に否定し、本件は御破算となる。

(b) 通し番号1-179の文書の一部開示部分は、(別紙5)通し番号1-179の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)で認定したとおりであり、このうち、「藤山大臣からマ大使に対する口頭陳述(案) (昭和34. 12. 10)」と題する文書及び昭和34年12月9日時点の「藤山大臣からマ大使に対する補足口頭説明(案)」には、上記(a)中の「(藤山大臣からマッカーサー米国大使に対する口頭陳述)」及び「(マッカーサー大使の質問に対する藤山大臣の答え)」と同旨の記載がある(乙A317[-18-])。

b 不開示部分④関係

通し番号2-49の文書の一部開示部分には、要旨下記のとおり記録されている。なお、下記のうち「上記法的地位委員会第3回会合での集団帰国に関する韓国側提案」とあるのは、不開示部分④の直後に記録された第2項の発言を指すものと認められる(乙A42[-101-及び-102-])。

記

(6) 上記法的地位委員会第3回会合での集団帰国に関する韓国側提案は全く新しい提案であるが、これよりさき伊閣局長は9月9日の柳大使との私的会談で、この問題について話し合いを行い、「日本側としては補償金を支払うがごときことはできないが、韓国帰還と直接関連する形ではなく、例えば住宅の建設のごとき間接的に帰還者のresettlementの援助になる事業に対しては、韓、日、米が3分の

1 ずつ金をcontributeする。ただし、日本は日韓会談がまとまり、国交を正常化してからでないと支払わないから、それまでは米側で日本の分を立て替え支払うという構想」を同局長の私見として述べた。

c 不開示部分⑤関係

(a) 通し番号2-49の文書の一部開示部分には、昭和34年9月から昭和35年1月までのアジア局重要懸案処理月報があり、その中には、通し番号1-158の文書の一部開示部分にある発言及び上記bの発言のような補償金問題に関連する日韓双方の各種会合等における発言の要旨が記録されている(乙A42[-93-~-208-])。

(b) 通し番号1-178の文書の一部開示部分には、昭和34年9月から昭和35年1月頃までの日米間で行われた会談・会合の具体的な内容が記録されており、この中には補償金問題に関するものも多数含まれている(例えば、昭和34年9月12日付け文書(乙B143[-102-以下])、同月30日付け文書(同[-129-以下])、同年10月7日付け文書(同[-144-以下])、同月17日付け文書(同[-156-以下])、同年11月10日付け文書(同[-177-以下])、同月19日付け文書(同[-186-以下])、同月21日付け文書(同[-190-以下])、同月24日付け文書(同[-197-以下])、同年12月2日付け文書(同[-201-以下])、同年8月17日付け文書(同[-238-以下])、同年10月28日付け文書(同[-259-以下])、同年12月8日付け文書(同[-267-以下])、同月30日の在京米大使館書記官と三宅審議官の会談要旨(同[-274-以下])参照)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

藤山外務大臣が米国大使館マッカーサー大使に対して説明した口頭陳述及び同補足説明の具体的な内容であり、具体的には通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)aで認定したところと同旨のもの

(イ) 不開示部分②

a 別添30

昭和34年12月8日に藤山外務大臣が総理大臣等に説明した具体的な内容であり、通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)a(a)で認定したところ（特に(5)部分）と同旨のもの

b 別添31から別添33まで

外務省及び大蔵省間で検討された口頭陳述等の案の具体的な内容であり、通し番号1-178の文書で開示されているものと同様のもの

c 別添34

別添33の案を前提に米国側と協議して得た成案であり、通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)a(a)で認定したところ（特に(6)部分）と同旨のもの

(ウ) 不開示部分③

通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)a(a)で認定した日米間で合意された案（特に(6)部分）について説明したもの

(エ) 不開示部分④

通し番号2-49の文書で開示されている上記ア(イ)bで認定した伊閣局長の私見と同旨のもの

(オ) 不開示部分⑤

a 別添 (36)

昭和34年11月下旬以降昭和35年1月までの補償金問題に関する日韓間の話し合いの経緯の具体的な内容であり、前記ア(イ)c(a)で認定した文書の要旨をとりまとめたもの（なお、当該情報には、これと異なる趣旨のものが含まれていると推認することはできない。）

b 別添 (37)

遅くとも昭和34年9月頃から昭和35年1月頃までの補償金問題に関する日米間の話し合いの経緯の具体的な内容であり、前記ア(イ)c(b)で認定した各文書の要旨をとりまとめたもの（なお、当該情報には、これと異なる趣旨のものが含まれていると推認することはできない。）

ウ そうであるとすれば、通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている情報は、⑦他の行政文書の一部開示により既に公にされているものと同旨のもの若しくは⑦これと同趣旨をいうもの又は⑦他の行政文書の一部開示により既に公にされているものの要旨を取りまとめたものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で在日朝鮮人に対する補償金問題が協議の対象となり得るとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

エ 以上によれば、通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、

仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。）。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-158の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-159

第1 前提事実（各論）

通し番号1-159の文書（文書1557）は、外務省が作成した1948年（昭和23年）6月付け「JAPAN'S FOREIGN OBLIGATIONS」（日本の対外債務）と題する内部文書であり、戦後日本から分離した韓国、台湾、樺太、広東、南洋諸島に対する日本の負債及びそれらの地域における日本の資産の概要と政府内部での試算額が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

① 13ページ（-13-）下段から14ページ（-13-）に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び15ページ（-14-）ページ上段まで（以下「不開示部分①」という。）

これは、日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要が具体的な数値をもって記録されている。

② 17ページ（-16-）2か所（以下「不開示部分②」という。）

これは、「ANNEX（添付）Japanese Liabilities in its Former Possessions（日本の在外資産）」と題する一覧表のKorea（韓国）及びTotal（総計）の各欄に日本の在韓資産の概要が具体的な試算額をもって記録されている。

（乙A302）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、請求権問題と密接に関連する日

本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A302）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要（具体的数値を含む。）

(イ) 不開示部分②

「ANNEX（添付）Japanese Liabilities in its Former Possessions（日本の在外資産）」と題する一覧表のKorea（韓国）及びTotal（総計）の各欄にある日本の在韓資産の概要としての具体的試算額

イ そうであるとすれば、通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された昭和23年6月当時の文書に記録された日本の韓国に対する負債と日本の在韓資産の概要又は日本の在韓資産の概要としての具体的数値であり、本件全証拠によつても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがつて、通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-159の文書の不開示部分に記録されている

情報は、情報公開法 5 条 3 号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号 1-159 の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-160の文書（文書1558）は、大蔵省管理局管理課が作成した昭和24年1月24日付け「円系通貨並びに在外日銀券に対する我方の責任について」と題する内部文書であり、第二次世界大戦前、朝鮮及び台湾など日本の領土となっていた地域において発行されていた各種円系通貨に関し、円系通貨が発行されていた地域におけるインフレ発生の責任及び円系通貨の所持者に対する責任について検討された内容が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国において発行されていた円系通貨及び日銀券の発行推定高・流通額の具体的金額が記録されている。

- ① 22ページ（-22-）の表の冒頭1か所及び23ページ（-23-）の表のうち1か所（以下「不開示部分①」という。）
- ② 28ページ（-28-）の2か所、29ページ（-29-）の3行分（以下「不開示部分②」という。）

（乙A303）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓国交正常化交渉において懸案事項となっていた財産・請求権問題の一項目として検討されていた、韓国に円系通貨及び日銀券が流通していたことと同国内におけるインフレ発生責任又は所持者に対する責任の存否ないし関連の有無という問題に関する政府部内の検討過程、対処方針及び具体的な試算額に関するものであるところ、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形

成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、請求権問題と密接に関連する日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

○ 2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

○ (1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-160の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A303）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「円系通貨の発行推定高並びに流通推定高」と題する表中にあり、同表には、日銀調査による昭和20年8月末日現在の発行推定高（ただし、南発券のうち磅券については、昭和19年12月末現在のもの）、引揚邦人持帰高その他、差引流通推定高等の具

体的数額が記録されている。

不開示部分①は、そのうちの1つと総額部分である。

b 不開示部分②

不開示部分②は、「日銀券在外流通推定高調（昭和23年12月調）」と題する表中にあり、不開示部分②は、旧領土地域（この項には、台湾、沖縄、樺太、南洋群島その他1つが掲げられている。）のうち当該「その他1つ」の項目名及びこれについての金額欄並びに旧領土地域における合計についての金額欄、同表の注一の具体的記載部分である。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国において発行されていた円系通貨の発行推定高・流通額の具体的金額

(イ) 不開示部分②

韓国における日銀券在外流通推定高の具体的金額及びこれに関する注釈

ウ そうであるとすれば、通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する日本側の具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公に

すれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-160の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-161

第1 前提事実(各論)

通し番号1-161の文書(文書1559)は、大蔵省が作成した昭和24年3月付け「朝鮮における債務の処理について」と題する内部文書であり、第二次世界大戦終戦時に日本が朝鮮に対して負っていた債務について政府部内で検討した試算額及び債務の処理方法が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 3ページから6ページまで(-2-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。)

これは、日本の朝鮮に対する負債を調査した結果が個別具体的な特定の債務ごとに具体的金額として記録されている。

- ② 11ページから14ページまで(-6-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び15ページ(-7-)1行目、15ページ(-7-)5行目及び6行目、15ページ(-7-)最後から2行目から17ページまで(-7-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分)、21ページから27ページまで(-10-に「次ページ以下7ページ不開示」と記載された当該ページ部分)及び28ページ(-11-)8行分、29ページ(-12-)10行分から32ページまで(-12-に「次ページ以下3ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下、これらを併せて「不開示部分②」という。)

これは、いずれも、日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策について政府内部で検討した内容が、個別具体的に特定の債務ごとに記録されている。

(乙A304)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、請求権問題と密接に関連する日本の韓国に対する債権債務及び在外資産に関する情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A304）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

終戦時における調べに基づく日本が朝鮮において負っていた関係債務
の一覧表

(1) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、いずれも当該文書の本文であり、当該論点に関する一部開示部分には学説又は条約上の先例が記録されていることから、これらの学説又は条約上の先例等を踏まえて日本政府部内で検討された日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策の具体的な内容である。

イ そうであるとすれば、通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で調査・検討された日本の朝鮮に対する債務の具体的な金額又は日本の朝鮮に対する債務の処理方法及び日本側の対策の具体的な内容であり、本件全証拠によつても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがつて、通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-161

の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-161の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-162

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-162の文書（文書1560）は、外務省条約局条約課が作成した次の内部文書によって構成されており、イタリア平和条約、ヴェルサイユ条約、サン・ジェルマン条約等の先例を勘案した上で、日本から割譲される地域に存在する日本の財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解が記録されている。

(1) 昭和26年1月に「講和資料第二十二号」として編集した昭和23年5月25日付け「割譲地域にある譲渡国の財産、権利、利益の取扱について」と題する文書

(2) 昭和26年1月に「講和資料第二十五号」として編集した昭和24年3月10日付け「在外財産並に渉外負債の処理に関する原則」と題する文書

2 通し番号1-162の文書のうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも上記先例との比較において日本の割譲地に存在する日本の財産及び権利の取扱について日本政府内部で検討し又は予測した具体的な対策及び見解が記録されている。

① 3ページ（-3-）右葉約7行分（以下「不開示部分①」という。）

② 3ページ（-3-）左葉9行分（以下「不開示部分②」という。）

③ 4ページ（-4-）右葉4行分及び2行分（以下「不開示部分③」という。）

④ 5ページ（-5-）左葉約2行分（以下「不開示部分④」という。）

⑤ 6ページ（-6-）右葉8行分、左葉4行分（以下「不開示部分⑤」という。）

⑥ 7ページ（-7-）右葉5行分及び左葉全部（以下「不開示部分⑥」という。）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A305）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で条約上の先例との比較において検討し

又は予測した日本が保有する次の各財産等の取扱いについての具体的対策及び具体的見解であると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

譲渡国の国有及び準国有の財産に関するもの

(イ) 不開示部分②

不開示部分①のような取扱いの対象となる財産の範囲に関するもの

(ウ) 不開示部分③

海底電線に関するもの

(エ) 不開示部分④及び不開示部分⑤

譲渡国の私人の財産に関するもの

(オ) 不開示部分⑥

譲渡国の私法人の財産に関するもの

イ そうであるとすれば、通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題と関連する日本の割譲対象地域における各種財産等の取扱いに関する具体的対策及び具体的見解であり、本件全証拠によつても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがつて、通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報

公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-162の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-163

第1 前提事実(各論)

- 1 通し番号1-163の文書(文書1562)は、外務省条約局法規課が昭和26年9月付けで作成した次の内部文書によって構成されており、個人の研究報告という体裁でサンフランシスコ平和条約に基づく日本の在外財産及び権利の取扱いに関する日本政府の見解及び予測が記録されている。
 - (1) 「平和條約第四條について(上)(未定稿)」と題する文書
 - (2) 「平和條約第四條について(下)(未定稿)」と題する文書
- 2 通し番号1-163の文書のうち、不開示部分は、54ページ(-54-)約2行分であり、韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が具体的に記録されている。

(乙A306)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によっても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A306)によれば、通し番号1-163の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

(8) 財産権の移転が没収を意味するものでないことは、米韓協定そのものによっても証明することができる。(中略)

そういうわけであるから、韓国は日本に対して賠償請求権というものを持つはずがない。戦争損害がないのに賠償請求権というのもおかしなことである。しかし、韓国民は、日本国又は日本国民に対して、何らかの請求権を持つ。それと同じ程度に日本国民は韓国民に対して請求権を有するのではあるが、ともかくそういう意味では、韓国民には対日請求権がないではない■■■不開示部分■■■。かような韓国民の対日請求権の担保として、韓国所在の日本資産を管理するというのが「韓国の人民の利益のために」という語の意味であると考えられる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権の内容であると推認することができる。

ウ しかしながら、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報は、当該文書の形式から明らかだとおり、サンフランシスコ平和条約4条に関する理論的研究を行った論稿で指摘された外務省職員の見解であり、文脈上、韓国国民が日本政府に請求し得るとされている特定の対日請求権が存在し得ることの理論的 possibility を指摘したものにすぎないことが明らかであり、直ちに日本政府が北朝鮮との交渉上不利益を被るものとはいえない（この点、通し番号1-163の文書の一部開示部分には、例えば、朝鮮人が日本政府に対して恩給請求権を有する旨の見解部分がある（乙A306 [-25-] 参照）。このような見解部分は、本件各文書の他の文書ではたびたび不開示とされているところであり、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報によって北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるとすれば、上記見解部分によっても同様に北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあると考えられるが、外務大臣は上記見解部分について上記おそれがないと判断して開示している以上、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録された情報についても同様に考えることができる。）。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいはず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいはず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が

国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-163の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-164の文書（文書1566）は、外務省が昭和27年2月6日付けで作成した「請求権問題を全鮮について採上げる場合の問題について」と題する内部文書（総数5ページ）であり、日韓間の請求権問題において、北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針が記録されている。

(甲75)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-164の文書に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考

慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-164の文書の不開示部分に記録されている情報は、日韓間の請求権問題において、北朝鮮が議論の対象として取り上げられた場合の日本政府の具体的な対処方針であると推認することができる。

イ しかしながら、証拠（乙A82, A216, A307, A365, A366）によれば、請求権問題と北朝鮮地域との関係について、本件各文書の一部開示部分には、例えば、①通し番号1-164の文書と同時期のものとして、昭和26年11月8日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙A365），昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約4条b項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙A216），同年2月7日付け「第二条による分離地域に係る請求権の処理方法」と題する文書（乙A307），②これらと異なる時期のものとして、昭和35年10月当時の「大韓民国管轄権の限界」と題する各文書（乙A366），昭和36年11月6日付け「日韓請求権問題に関するメモ」と題する文書（乙A82[-30-]）等のような日本政府部内の検討内容を明らかにしたもののが多数存在しており、そこでは日本の具体的対処方針又は見解等が明らかにされている。被告は、これらとの比較において、通し番号1-164の文書の不開示部分に記録されている情報が、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的な事情を主張しておらず、また、これらの

具体的な事情を認めることに足りる的確な証拠もない。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえない、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めることに足りる的確な証拠はない。

ウ 以上によれば、通し番号1-164の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-164の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-164の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-165

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-165の文書（文書1567）は、大蔵省が作成した次の内部文書によって構成されており、日本の在韓財産の法的地位及び財産・請求権問題の処理の相手方となる主体を検討した内容が記録されている。
 - (1) 1952年（昭和27年）2月6日付け「平和条約第四条（b）項と在南鮮旧日本財産との関係」と題する文書
 - (2) 昭和27年2月7日付け「第二条による分離地域に係る請求権の処理方法」と題する文書
- 2 通し番号1-165の文書のうち、不開示部分は、22ページ（-22-）4行分であり、財産・請求権問題について、北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針が記録されている。

（乙A307）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が明らかにされ、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、また、北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法

5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

通し番号1-165の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙A307)。

記

四 一方大韓民国政府と取極めながら、他方北鮮政権とも取極を行うことは、矛盾又は不都合を生じないか。

(イ) 南鮮につき、大韓民国政府と、他方北鮮につき北鮮政府とそれぞれ取極を行うことは、理論上矛盾しないことは前言した。

(ロ) しかしながら、大韓民国政府との間に、形式的にせよ南北一体として取極を結ぶことは勿論可能であるし、後に北鮮政府を法律上の政府として承認する必要が生じたとしても、大韓民国政府との協定又はそれに基づく処分の効力が否定されることは、少なくとも法理上はあり得ない。新政府の承認は、前政府の権利義務の一切を承継することを前提要件とするのが原則であるからである。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている情報は、財産・請求権問題について、北朝鮮との関係を留意した上で検討された日本側の具体的な対処方針であると推認することができる。

ウ しかしながら、証拠（乙A216, A365）によれば、本件各文書の一部開示部分には、請求権問題に関して韓国との取極をしながら北朝鮮と取極をすることの矛盾・不都合に直接言及したものは存在しないものの、例えば、昭和26年11月8日付け「北鮮地域関係の問題をどう取扱うか」と題する文書（乙A365）、昭和27年11月26日付け「日韓請求権問題の種々相（桑港条約第4条b項の解釈と処理方式をめぐって）」と題する文書（乙A216）、昭和28年1月18日付け「韓国のステータスと我が国の立場」と題する文書（乙A217）のように、財産・請求権問題について、北朝鮮との関係に留意した上で検討された日本側の具体的対処方針を明らかにするものが多数存在している。被告は、これらとの比較において、通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている情報が、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的な事情を主張しておらず、また、これらの具体的な事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が文化財問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証

拠はない。

エ 以上によれば、通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである。

以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。

(2) 小括

したがって、通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている上記情報については、その余の点を検討するまでもなく、情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとは認められない。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-165の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ない。

(別紙5) 通し番号1-166

第1 前提事実（各論）

通し番号1-166の文書（文書1568）は、外務省が作成した昭和27年2月11日付け「朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について」と題する内部文書であり、朝鮮動乱（朝鮮戦争）により回収することが困難になった日本の対韓債権の処理について検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国及び北朝鮮双方が朝鮮戦争の当事者であるという性質を勘案した上で、対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した内容が記録されている。

- ① 1ページ（-1-）2か所約12行分
- ② 8ページ（-8-）約14行分
- ③ 9ページ（-9-）約20行分

（乙A308）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、北朝鮮との請求権問題と密接に関連するかかる情報が明らかになれば、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能となり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするお

それがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙A308）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号1-166の文書は、朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無について理論的な検討をしたものであり、その不開示部分に記録されている情報は、韓国及び北朝鮮双方が朝鮮戦争の当事者であるという性質を勘案した上で、対韓債権の回収が困難になったことについて韓国に対し国家責任が問えるか否かを検討した具体的な内容であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された朝鮮動乱に対する韓国の国家責任の有無に関する具体的な見解であって、請求権問題に関連するものであるところ、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地

がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

○ 以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-166の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-167

第1 前提事実（各論）

通し番号1-167の文書（文書1569）は、外務省が作成した昭和27年付け「日本銀行の対韓国債権債務一覧」と題する文書等から構成される内部文書であり、日本銀行の対韓債権及び債務の一覧等が記録されている。

このうち、不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日本銀行の対韓債権及び債務の概要について、個別具体的な特定の債権、債務の内容、試算した具体的金額、各債権債務の存否等を調査した結果及びその対処方針を検討した内容並びに韓国だけでなく、朝鮮半島全体にも関係する情報が記録されている。

- ① 1ページ（-1-）1か所（以下「不開示部分①」という。）
- ② 2ページ（-2-）約15行分、3ページから18ページまで（-2-に「次ページ以下16ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

（乙A309）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-167の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある。

(情報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

○ 第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-167 の文書の不開示部分①の前後の記載は、次のとおりである。なお、不開示部分②は、日本銀行の対韓国債権債務一覧等である(乙 A 309)。

記

一 焚棄済日銀券の問題に関しては次のとおりの説明があった。

20 年 12 月在鮮米軍政庁朝鮮銀行総裁 R · D · スミスからの書簡により在鮮日銀券を焼棄することとなり、21 年 4 月及び 22 年 11 月の 2 回にわたり、G. H. Q. , 日銀、在鮮米軍代表及び鮮銀代表立会の下に ■■■ 不開示部分① ■■■ 焚棄処分した。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

本件各文書の一部開示部分に記録されている焼却日銀券の総額については、別紙 7 の第 1 の 5 (6) のとおりである。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-167 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することが

できる。

(ア) 不開示部分①

昭和21年4月及び昭和22年11月の2回にわたり焼却された日本銀行券の総額であり、本件各文書の一部開示部分で開示されている数額

(イ) 不開示部分②

昭和27年当時、外務省において調査・検討された日本銀行の対韓債権及び債務の概要（個別具体的な特定の債権、債務の内容、試算した具体的金額、各債権債務の存否等）及びこれらに関する対処方針

○ ウ そうであるとすれば、通し番号1-167の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報のうち、特に日本銀行の韓国に対する個別具体的な特定の債権債務の内容に関する部分には、他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものが含まれ

れている可能性も否定できないものの、その余の部分も含めた全体について、本件全証拠によても、上記の点を的確に認めるに足りる証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

○ エ 小括

したがって、通し番号1-167の文書の不開示部分①に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分②に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-167の文書の不開示部分②に記録されている情報

については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-167の文書の不開示部分②に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-167の文書の不開示部分①に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-168

○ 第1 前提事実（各論）

通し番号1-168の文書（文書1571）は、外務省が作成した「日本側対韓請求権」と題する内部文書（総数18ページ）であり、日本の対韓請求権及び韓国との対日請求権について個別具体的な特定の項目及びその具体的な試算額並びに試算過程が主として一覧表形式で記録されている。

（甲75）

○ 第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-168の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮

との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実（各論）によれば、通し番号1-168の文書に記録されている情報は、日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権について主として一覧表形式で整理された個別具体的な特定の項目及びその具体的試算額並びにその試算過程であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号1-168の文書に記録されている情報は、日本政府部内で請求権問題に関して検討・試算された日本の対韓請求権及び韓国の対日請求権の具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-168の文書に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-168の文書に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当

するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-168の文書に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

○ 2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-168の文書に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-169の文書（文書1572）は、「韓国の対日賠償要求について」と題する内部文書であり、韓国政府による日本に対する賠償要求の根拠、内容の概要及び要求に対する日本政府の見解や対処方針が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の個別具体的な複数の特定項目について、賠償要求の根拠及び内容、これに対する日本政府の具体的な見解及び対処方針が記録されている。

- ① 18ページ（-17-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）
- ② 22ページから44ページまで（-20-に「次ページ以下23ページ不開示」と記載された当該ページ部分）及び45ページ（-21-）3行分
- ③ 47ページ（-23-）最終行及び48ページ（-23-に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）
- ④ 50ページ（-25-）約9行分及び51ページから78ページまで（-25-に「次ページ以下28ページ不開示」と記載された当該ページ部分）

（乙A310）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

・ 通し番号1-169の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府

が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

（1）被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙 A 3 1 0）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号 1-169 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された韓国の対日請求権の個別具体的な複数の特定項目についての賠償要求の根拠及び内容並びにこれに対する日本政府の具体的見解及び対処方針であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号 1-169 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的見解及び対処方針等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会

情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が上記事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-169の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-169の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-169の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-169の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-170

第1 前提事実(各論)

1 通し番号1-170の文書(文書1594)は、外務省アジア局第一課が作成した次の内部文書によって構成されており、各内容はほぼ同一であり、サンフランシスコ平和条約4条の解釈に関する日韓双方の主張及び韓国の主張する対日請求権の内容の概要等が記録されている。

- (1) 昭和32年3月付けの「財産請求権問題」と題する文書
- (2) 昭和32年3月付けの「財産請求権問題(訂正版)」と題する書面

2 通し番号1-170の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 5ページ(-5-)9行分、24ページ(-24-)9行分(以下「不開示部分①」という。)

これは、いずれも、日韓会談を再開に導くため、対韓請求権について法律論の観点から再検討した過程及びそれを踏まえて政府が予測した日韓国交正常化交渉の見通し等が記録されている。

- ② 17ページ(-17-)約1行分(以下「不開示部分②」という。)

これは、政府部内で試算した韓国の対日請求権の個別具体的な特定の項目及びその金額が記録されている。

(乙A311)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

- (1) 不開示理由

通し番号1-170の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が

国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

(2) 原告らの主張に対する再反論

通し番号1-170の文書が他の文書と比較した場合において、その周辺部分の体裁が類似しているとしても、その記載内容が同一であるとは限らず、また、韓国等が保有している文書の記載内容と我が国外務省の保有している文書が完全に一致するものでもない。

そもそも、個々の文書の価値や重要性は、それぞれ当該文書を保有する各國政府ごとに判断されるものであり、他国が開示した文書であっても、日本政府に係る文書を開示することには、独自の意味あいを持ち得る。とりわけ、仮に、原告らが主張するように、当該文書と全く同一の文書が韓国政府によって既に開示されたものであったとしても、我が国が現在国交正常化交渉を行っている北朝鮮からすれば、同じ情報を開示した国が交渉当事者の我が国であるか、当事者ではない韓国であるかは大きな差異があるはずであるし、不開示部分①には不開示部分②と異なる情報が記録されている以上、上記(1)のとおり不開示情報に該当することは明らかである。

2 原告らの主張の要旨

- (1) ⑦ 通し番号1-15の文書の55枚目約1行分（乙A185）及び通し番号1-170の文書の17枚目約1行分は、「AIDE-MEMOIRE on talking of the 28th May, 1953」との表題がついた文書中の「正式提示を留保する請求権項目及び概算金額」とされるうちの一項目であり、①既に韓国で開示されている日韓会談関連文書中に存在する「一般請求権小委

員会関係文書送付の件」と題する文書（甲143の8の1，2枚目）には、「韓国側が日本語で作成してAide-Memoireと題目をつけた“メモ”形式の文書を3度にわたって日本側に提示したと記載されており、その原本が韓国側で発見できなかつたので、その写本（原本は、韓国側が作成した文書であるから、手書きの文書の中央部に「大韓民国駐日代表部」と印刷された用紙が使用されている）を日本から受け取つた」との記載があるところ、⑦韓国で開示された文書（日本側から受け取つた写本），通し番号1-15の文書の不開示部分を含む文書（甲143の9）及び通し番号1-170の文書の不開示部分を含む文書（甲143の10）を対照すれば同一の内容となっていることに照らすと、これらの文書が全く同一の文書であることが明白である。

以上によれば、通し番号1-170の文書の不開示部分②には、「韓国人官吏に対する恩給等諸未払金（日本恩給局によれば約5億円）」と記録されていることが明らかであり、これは既に公開されている情報（甲143の8の7枚目下段）であるといわざるを得ない。

(2) 被告の上記主張によつても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、韓国側公開文書による具体的数値の公表、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について
ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-170 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 311）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「財産・請求権問題」と題する項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(4) 右のごとく両国の主張は平和条約第4条(b)項の法律解釈をめぐり根本的に対立しており、爾来韓国は、日韓会談再開のための前提条件として日本が在韓財産に対する請求権を放棄することを執拗に繰り返している。

■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、「A I D E - M E M O I R E on talking of the 28th May, 1953」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

D' の部（保留事項）

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

一. 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金 ■■■不開示部分②■■■

に関する件

二. 第三国所在の韓国人（法人をも含む）財産回収又は補償方法に関する件

三 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滯り賃金
(以下略)

(イ) 韓国側開示文書

韓国側開示文書には、「A I D E - M E M O I R E on talking of

the 28th May, 1953」と題する文書があり、その内容は、(別紙5)通し番号1-15の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(イ)で説示したところであるところ、このうち、不開示部分に相当する部分は、要旨下記のとおりである(甲143の8, 144 [7ページ] 参照)。

記

D' の部 (保留事項)

正式提示を留保する請求権項目及び概算金額

- 1 韓国人官吏に対する恩給等諸未払金(日本恩給局によれば約5億円)に関する件
- 2 第三国所在の韓国人(法人をも含む。)財産回収又は補償方法に関する件
- 3 a 日本法人に対する韓国内金融機関の滞り賃金
(以下略)

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-170の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

日韓会談を再開に導くため、対韓請求権について法律論の観点から再検討した過程及びそれを踏まえた政府が予測した日韓国交正常化交渉の見通し等

(イ) 不開示部分②

韓国側開示文書で公にされている「(日本恩給局によれば約5億円)」との文言

ウ そうであるとすれば、通し番号1-170の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるかどうかについては、次のとおり判断

することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的な見解等に係るものであり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②

不開示部分②に記録されている情報は、韓国側開示文書により既に公にされているものであるから、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が当該事項に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとまではいえず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない（仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない）。

い。)。

エ したがって、通し番号1-170の文書の不開示部分①に記録されている情報については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、不開示部分②に記録されている情報については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-170の文書の不開示部分①に記録されている情報については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によっても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-170の文書の不開示部分①に記録されている情報のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-170の文書の不開示部分②に記録されている情報に係る部分は、違法であるといわざるを得ないが、不開示部分①に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-171

第1 前提事実（各論）

通し番号1-171の文書（文書1595）は、外務省アジア局第一課が昭和32年10月10日及び同年12月5日にそれぞれ作成した対韓国債務の処理試案をまとめた総数12ページの内部文書である。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて政府部内で試算した金額、試算方法及び日本側の対処方針が一覧表形式で記録されている。

- ① 1ページから5ページまで（-1-に「前5ページ不開示」と記載された当該ページ部分）
- ② 6ページ（-1-）3か所（表の上段全部、中段（「処理方針」欄）1か所、下段（「金額及び摘要」欄）1か所）
- ③ 7ページ（-2-）2か所（表の中段1か所、下段全部）
- ④ 8ページ（-3-）1か所（表の中段及び下段全部）
- ⑤ 9ページ（-4-）1か所（表の中段及び下段全部）
- ⑥ 10ページ（-5-）1か所（表の中段及び下段全部）
- ⑦ 11ページ（-6-）1か所（表の中段及び下段全部）
- ⑧ 12ページ（-7-）2か所（表の中段及び下段全部、表の左欄外）

（乙A327）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-171の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の

内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 前提事実及び証拠（乙 A 3 2 7）により認定することができる不開示部分の前後の記載によれば、通し番号 1-171 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で日本の対韓債務を個別具体的な特定項目ごとに挙げて試算された具体的金額及びその試算方法並びに日本側の対処方針であると推認することができる。

イ そうであるとすれば、通し番号 1-171 の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で請求権問題について検討された日本の対韓債務の具体的試算額等であり、本件全証拠によっても、これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在において

も日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

ウ したがって、通し番号1-171の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-171の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-171の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-171の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-172

第1 前提事実（各論）

通し番号1-172の文書（文書1597）は、外務省が作成した昭和32年12月7日付け「韓国側対日請求権問題に関する件」と題する内部文書であり、韓国の主張する対日請求権について政府部内で検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、次のとおりである。

- ① 1ページ（-1-）約2行分、2ページ（-2-）2行分、3ページ（-3-）約7行分、4ページ（-4-）1か所（以下「不開示部分①」という。）

これは、いずれも、韓国が主張する対日請求権について、個別具体的な特定項目ごとに政府部内で試算した具体的な金額又は日本側の対処方針等が記録されている。

- ② 5ページから8ページまで（-4-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分②」という。）

これは、いずれも、韓国の主張する対日請求権について、個別具体的な特定項目ごとに、その内容、政府部内で試算した具体的な金額及び日本側の対処方針を一覧表にしたリストが記録されている。

- ③ 10ページ（-6-）2か所（表の上段全部、中段（「処理方針」欄）及び下段（「金額及び摘要」欄）1か所）、11ページ（-7-）1か所（表の中段及び下段全部）、12ページ（-8-）1か所（表の中段及び下段全部）、13ページ（-9-）1か所（表の中段及び下段全部）、14ページ（-10-）1か所（表の中段及び下段全部）、15ページ（-11-）1か所（表の中段及び下段全部）、16ページ（-12-）1か所（表の中段及び下段の一部）、17ページ（-13-）1か所（表の中段及び下段全部）

部) 及び 18 ページ (- 14 -) 2か所 (表の中段及び表の左欄外) (以下「不開示部分③」という。)

これらは、別紙二 (昭和 32 年 12 月 5 日付け「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書) 中にあり、実質的には通し番号 1-171 の文書と同一の内容が記録されている。

(乙 A 312, A 328)

第 2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号 1-172 の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実 (各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある (情報公開法 5 条 3 号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第 3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A312, A328）によれば、通し番号1-172の文書の不開示部分①の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

今までの日韓交渉において、日本側は、「日韓請求権の解決に関する日本国との平和条約第4条の解釈についてのアメリカ合衆国の見解の表明」に関し、韓国側の合意を取り付けるよう努力してきたが、左記の理由により、わが方が右の「見解の表明」の“relevant”条項、すなわち「しかしながら、日本国が平和条約第4条(b)において有効と認めたこれらの資産の処理は、合衆国の見解によれば、平和条約第4条(a)に規定されている取扱の考慮において直接関係をもつものである。」■

■■不開示部分①■■■

記

一 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は総計337億円であると計算（推定を含む。）される。（別紙一参照）

二 國際法上の原則に照らし外務省として韓国側に相当有利と認めるランで前記対日請求権の各項目を整理計算した結果の合計は、■■■

不開示部分①■■■

三 前記の米国政府の「見解の表明」の中の“relevant”条項を韓国側に認めさせることによって前記二の韓国の有効な対日請求権が減額される限度は、次のとおりである。

(イ) 韓国の請求権の全体と我が国が放棄した請求権の全体とを相殺する場合は、わが方の放棄した請求権を「いかなる限度まで」（注）相殺に用いるかによってゼロから韓国の有効な対日請求権の全額ま

での間となる。

■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■

(ロ) ■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■

(ハ) ■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■

(中略)

四 他方、我が国は戦後のオープン勘定貸越残高として ■ ■ ■ 不開示部分① ■ ■ ■ を対韓請求権として有している。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

韓国が主張する対日請求権の個別具体的な特定項目ごとに日本政府部内で試算した具体的金額又は日本側の対処方針等

(イ) 不開示部分②

別紙一中にあり、韓国の主張する対日請求権について、個別具体的な特定項目ごとに一覧表として整理された⑦第一次及び第二次日韓会談で韓国側が主張した金額、⑦日本政府部内で試算した具体的金額及び日本側の対処方針

(ウ) 不開示部分③

通し番号1-171の文書の不開示部分と同一である。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②に記録されている情報は、日本政府部

内で請求権問題に関して検討された日本の対韓債務の具体的試算額等であり、本件全証拠によても、これらが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(1) 不開示部分③

この点については、(別紙5)通し番号1-171の「第3 当裁判所の判断」で説示したとおりである。

エ したがって、通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの(情報公開法5条3号)に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-172の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-173の文書（文書1598）は、次の内部文書によって構成されており、米軍令及びサンフランシスコ平和条約との関係における財産・請求権問題の概要及び韓国の対日請求権に対する日本政府の対処方針について各検討した内容が記録されている。

- (1) 外務省条約局が作成した昭和33年3月25日付け「日韓会談請求権問題の問題点（案）」と題する文書
 - (2) 外務省条約局が作成した昭和33年3月31日付け「財産権問題に関する基本方針案」と題する文書
 - (3) 外務省条約局第一課が作成した昭和33年3月25日付け「賠償及び請求権問題に関する交渉と対立政権の存在について」と題する文書
- 2 通し番号1-173の文書のうち、不開示部分は、5ページ（-5-）5行分であり、韓国の対日請求権のうち、日本政府部内において当時は容認できるものとされた事項等が記録されている。

(乙A313)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させことになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公

にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によることの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙 A 3 1 3）によれば、通し番号 1-173 の文書の不開示部分は、前提事実（各論）1(2) の文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

四 以上より結論して韓国の請求権に関する提案中（1952年2月21日提出）わが方において（1）容認し得るもの、（2）容認し得ざるもの、及び（3）研究を要するものに細別すれば左のとおりとなる。

■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

(2) 容認し得ざるもの

（略）

(3) 研究を要するもの

（略）

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-173 の文書の

不開示部分に記録されている情報は、昭和33年当時、韓国の対日請求権のうち日本政府部内において容認できるものとされた事項等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的な見解であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示又は韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-173の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

通し番号1-174の文書（文書1599）は、大蔵省が作成した昭和33年11月17日付け「日韓財産請求権問題の処理にあたり検討を要する問題点」と題する内部文書であり、米軍令33条、「アメリカ合衆国政府と大韓民国政府との間の財政および財産に関する最初の取極」及びサンフランシスコ平和条約4条との関連における財産・請求権問題の対応を検討した内容が記録されている。

このうち不開示部分は、次の部分であり、いずれも、韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について、韓国が主張している内容、政府内部で試算した具体的金額、日本側の対処方針等が一覧表形式で記録されている。

- ① 4ページ（-4-）6行目以後約20行分ほか1か所、5ページ及び6ページ（-4-に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分①」という。）
- ② 9ページ（-7-）2か所（右側ページの上段全部及び中段及び下段の一部、左側ページの下段全部）、10ページ（-8-）2か所（右側ページの中段及び下段の一部、左側ページの中段及び下段全部）、11ページ（-9-）1か所（中段及び下段全部）、12ページ（-10-）2か所（右側ページの中段及び下段の一部、左側ページの中段及び下段全部）、13ページ（-11-）1か所（右側ページの中段及び下段の一部）及び14ページ（-12-）3か所（右側ページの中段及び下段全部、左側ページの中段の全部及び左欄外。以下「不開示部分②」という。）
- ③ 15ページから26ページまで（-12-に「次ページ以下12ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分③」という。）

（乙A314，A329）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-174の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙A329）。

a 不開示部分①

不開示部分①は、「説明資料その一（請求権について）」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

一 請求権については別紙一のごとく■■■不開示部分①■■■を有効な請求額として認める案もあるが、本案は甘きに失るので、更に検討を加えた結果次のとおり。

1 ■■■不開示部分①■■■

■■■不開示部分①■■■

b 不開示部分②

不開示部分②は、別紙一「韓国に対する債務処理についての試案」と題する文書中にあり、開示されている内容は、通し番号1-171の文書（乙A327）と同一である。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

a 不開示部分①関係

通し番号1-157の文書の一部開示部分には、「説明資料その一（請求権について）」と題する文書があり、その内容は、（別紙5）通し番号1-157の「第3 当裁判所の判断」の1(1)ア(ア)bで認定したとおりであるが、不開示部分①に関連する部分は、下記のとおりである（乙A301）。

記

一 請求権については、■■■不開示部分■■■更に検討を加えた結果次のとおり。

1 ■■■不開示部分■■■

■■■不開示部分■■■

(3) 本試算額は韓国側要求を國際法上の原則に基づいて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。したがって、在

韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、また、韓国が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4) 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格 337 億と推定される。(別紙二参照)。

b 不開示部分③関係

通し番号 1-157 の文書の一部開示部分には、別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書(全 10 ページ)がある(乙 A 301。ただし、その一部には通し番号 1-157 の文書の不開示部分がある。)。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号 1-174 の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

通し番号 1-157 の文書で開示されている上記ア(イ)a で認定した文言を含むほか、韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について一覧表の形式で整理された韓国が主張している内容、政府内部で試算した具体的金額及び日本側の対処方針等

(イ) 不開示部分②

通し番号 1-171 の文書の不開示部分と同一である。

(ウ) 不開示部分③

通し番号 1-157 の文書中の別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書(全 10 ページ)ほか 2 ページであり、韓国の対日請求権の個別具体的な特定項目について一覧表の形式で整理された韓国が主張している内容、政府内部で試算した具体的金額及び日

本側の対処方針等

ウ そうであるとすれば、通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①及び不開示部分③

不開示部分①及び不開示部分③のうち、通し番号1-157の文書で開示されているものと同一の部分については、他の行政文書の一部開示により既に公にされているものであるから、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が協議の対象となり得る余地があるとしても、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮すれば、一般的又は類型的にみて、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得るものとはいえないから、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいえない。

その余の部分については、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的試算額等であり、本件全証拠によても、これが他の行政文書の一部開示により又は韓国側に提示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされているものであることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

(イ) 不開示部分②

この点については、（別紙5）通し番号1-171の「第3 当裁判所の判断」で説示したとおりである。

エ したがって、通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

○ これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被告の主張を採用することはできない。）。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的事實とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事實を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-174の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1)ア 不開示部分①のうち、下記の文言と同一の部分

記

(3) 本試算額は韓国側要求を國際法上の原則に基づいて検討した結果、有効と認められるものを列挙した。したがつて、在韓日本資産の喪失も考慮に入れていないし、また、韓国が当然に負うべき地方的債務の額も、計算に入れていない。右を考慮に入れれば韓国側への支払はゼロになる。

(4) 第一次及び第二次日韓会談で韓国側が対日請求権として主張した金額は終戦時価格337億と推定される。(別紙二参照)。

イ 不開示部分③のうち、通し番号1-157の文書で開示されている別紙二「韓国が主張している対日請求権の内容と金額」と題する文書(全10ページ)と同一の部分(ただし、通し番号1-157の文書の不開示部分を除く。)

(2)ア 不開示部分①のうち、上記(1)ア以外の部分

イ 不開示部分②

ウ 不開示部分③のうち、上記(1)イ以外の部分

(別紙5) 通し番号1-175

第1 前提事実（各論）

通し番号1-175の文書（文書1600）は、外務省アジア局総務参事官室が作成した昭和34年1月31日付け「懸案対日請求権の経緯及び解決方針に関する参考資料」と題する内部文書であり、韓国のか米国、英國、デンマーク、オーストリア、ポルトガル、イタリア、アイルランド、ギリシャ、インド、パキスタン等の諸外国の対日請求権の概要及び政府部内での試算と対処方針が記載されており、このうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

① 71ページ（-71-）5行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果又は見解や請求権問題の解決に当たって日本政府が認識した条約解釈上の問題点が記録されている。

② 76ページ（-76-）5行分（以下「不開示部分②」という。）

これは、韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積りが記録されている。

③ 81ページ（-81-）1か所（以下「不開示部分③」という。）

これは、韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積りが記録されている。

(乙A138)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実

(各論) のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法 5 条 3 号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40 年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由 1 に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号 1-175 の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである（乙 A 138）。

a 不開示部分①及び不開示部分②

不開示部分①及び不開示部分②は、「(E) その他の請求権」、「三、日韓請求権問題」の項にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

(1) 日韓請求権問題の経緯の概要

(一) 朝鮮の分離、独立に伴う日韓両国間の財産請求権問題は、平和条約第4条a項により日韓両国政府の特別取極の主題とすると規定されている。(中略)

(二) 以後韓国は、日韓全面会談再開のための条件として在韓財産に対するわが方請求権の放棄をあげるに至り、双方が当初の法律論を固執する限り、解決は困難とみられるに至った。

(中略)

右平和条約第4条についての米国政府の見解は、要するに日本の在韓財産に対する請求権は第4条b項によって消滅したが、第4条a項に基づく韓国の対日請求権を解決するための取極めを行うに当たって、右の事実が勘案せられるべきであるとの解釈を示したものである。

(三) ■■■不開示部分①■■■

したがって、昭和31年10月以降、中川アジア局長と金公使との間に行われた抑留者相互釈放交渉の際、先方は日韓全面会談再開のための前提条件としてわが方の対韓請求権の放棄を明確にすることを要求してきたので、中川局長から本請求権問題解決のため米国政府見解を基礎とする意向を示し、翌32年1月末以降開始された抑留者相互釈放と平行して行われた日韓全面会談再開のための交渉においては双方の間で本請求権問題については米国政府見解を基礎として解決を図るとの基本方針の下に折衝が進められるに至った。

(中略)

(四) (中略)

その要求総額について韓国は明示していないが、第二次会談の際提示した項目について終戦時価格をもって試算すると次のとおりである。

■■■不開示部分②■■■

b 不開示部分③

不開示部分③は、昭和34年4月20日付け「懸案対日請求権問題の現状」と題する文書中の「その他」、「韓国」の欄にあり、その後には「平和条約4条(a)関係。■■■不開示部分③■■■■日韓会談が全面的に難航の結果近く具体的に検討される見込みなし。」と記録されている。

(イ) 本件各文書の一部開示部分

サンフランシスコ平和条約4条に関する米国解釈を踏まえて日本の従来の法律的主張を再検討し、それを踏まえて日本政府部内で検討された請求権問題の解決策については、本件各文書の一部開示部分中にも次のように具体的に記録されている。

a 通し番号1-259の文書で引用されている昭和31年1月10日付け「日韓関係打開方策について」と題する文書

全般的日韓会談を再開する場合には、サンフランシスコ平和条約第4条(b)のいわゆるヴェスティング・ディクリーに関する日本側従来の解釈を変更し、在韓日本財産は右条項により既に喪失せるものと考える必要あり。このためには、在外財産補償問題に関する政府の基本的態度を早急に決める要がある（乙A377 [4-176ページ以下]）。

b 通し番号1-125の文書（外務省アジア局が作成した昭和31年12月25日付け「日韓間抑留者相互釈放問題」と題する内部文書）約半年前より財産請求権問題については米国政府の解釈（日本は桑

港平和条約により対韓財産請求権は失ったが、その事実は韓国側の対日請求権の査定に当たって考慮に入るべしとするもの）を基礎としてはどうかとの考え方を非公式に先方にサウンドしており、最近に至り韓国側も右案に賛成して来ている（乙B122〔-7-〕）。

c 通し番号1-18の文書中の「第3次会談決裂後第4次会談開始まで（昭和28年10月より昭和33年4月まで）」との部分

(a) (昭和31年10月1日に)行われた中川アジア局長と金公使との非公式会談において、正式会談開始前に、韓国側は抑留漁夫を釈放すること、日本側は、「久保田発言」を撤回すること及び請求権問題については米国政府の解釈を基礎として対韓請求権の主張を撤回することにつき原則的な意見の一致をみた。また、上記米国政府の解釈は、1952年（昭和27年）4月29日付け駐米韓国大使宛て書簡とは別に新たなノートの発出を求めるについても韓国側はこれを了承した。更に続行された交渉においては、日本側は、米国政府の解釈に対しては日本側のみならず韓国側もバインドされるべきことを明らかにすべしと強く主張したが、韓国側は、日本側が請求権の相互放棄の方式による解決を図るものと極度に警戒しこれに反対した。このような韓国側の懸念に対して、日本側は、韓国側も米国解釈と同意見である旨を議事録に残すとともに、再開される会談においては財産権問題で韓国側が先の会談で提出した案を討議する旨をも議事録に明記することにより韓国側を納得させた。この交渉の途中、韓国側は、新たに、文化財に関する要求を持ち出したが、交渉はほぼ順調に進み、3月末頃には上記のようなラインで問題解決の見通しが得られるまでに至った。

(b) 抑留漁夫釈放問題に絡めた韓国側の要求により、やむなく譲歩を行った対韓請求権に関するわが方従来の主張は、もともと、膨大と

予想された韓国側の賠償的要求を封するための政治的、防衛的なもので、法理論としても立論に相当無理があるとの非難もあったもので、その上この問題に関する米国の見解表明は更にその主張の維持を困難とし、早晚これに踏み切らざるを得なかつたものである。更にまた、たとえ日本側が法理論を貫いたとしても、実質的な取り分もなく、日韓関係全般の大局的見地から見ても、これ以上自説に固執することは得策でないとの見極めに立つものであった。

一方、韓国側の対日請求権についても、1957年（昭和32年12月31日付け書簡（中略）による米国政府の見解によれば、在韓財産に対する日本の請求権は、平和条約第4条b項及び在韓米軍政府の指令によって消滅したが、「韓国と日本国との間の特別取極は、韓国内の日本資産を韓国政府が引き取ったことにより日本国に対する韓国の請求権がいかなる程度まで消滅され、又は満たされたと認めるかについての決定を含むこととなろう」と述べている。したがって、上記米国見解と同意見であることを表明した韓国側としては、必ずしも従来と同様一方的な請求権のみを主張し得ない立場となった。上記非公式会談において、日本側が、韓国側の頑強な抵抗を排して、議事録の1項に、韓国側も米国見解と同意見である旨の一項を残した所以もここに存した（以上につき、乙A188〔一六一以下〕）。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報は、次のとおりであると推認することができる。

(ア) 不開示部分①

昭和34年当時、財産・請求権問題について日本政府が従前主張していた法律論について日本政府が再検証した結果又は見解や請求権問題の

解決に当たって日本政府が認識した条約解釈上の問題点

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

韓国が日本側に支払を要求した対日請求権の個別具体的な特定項目及びこれについて政府部内で試算した個別の請求権金額の見積り

ウ そうであるとすれば、通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報が、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるかどうかについては、次のとおり判断することができる。

(ア) 不開示部分①

不開示部分①に記録されている情報については、上記ア(イ)で説示したとおり、被告が当該情報の内容として主張する点についての日本政府の具体的見解又は対処方針等であって他の行政文書の一部開示により既に公にされているものが多数存在している。被告は、これらとの比較において、当該情報が、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する新たな材料となり得ると認めるに足りることを基礎付ける具体的な事情を主張しておらず、また、これらの具体的な事情を認めるに足りる的確な証拠もない。

したがって、当該情報は、これを公にしたとしても、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得るものとはいはず、北朝鮮と交渉するに当たり、直ちに当該情報が我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとはいはず、他に、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、なお情報公開法5条3号にいう「おそれ」が法的保護に値する蓋然性をもって存在することを推認するに足りる事情を認めるに足りる的確な証拠はない。

(イ) 不開示部分②及び不開示部分③

不開示部分②及び不開示部分③に記録されている情報は、日本政府部内で検討された請求権問題に関する具体的査定額等であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めるに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないと言ではいえないのであるから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがつて、通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる（以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。）。

これに対し、その余の部分（後記2(1)に掲げる部分）については、被告において、一般的又は類型的にみて、当該情報が国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たることを推認するに足りる事情の主張立証がされていないというべきである（そして、仮に当該情報が一般的又は類型的にみて国の安全等の確保に関するものに当たると推認することができたとしても、以上の事実関係の下では、当該情報を同号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断は、当該情報を公にすれば、北朝鮮と交渉するに当たり、我が国に不利に利用されるなどのおそれがあるとした点で、重要な事実の基礎を欠いているから、裁量権の範囲の逸脱又はその濫用に当たるといわざるを得ない。以上の説示に反する被

告の主張を採用することはできない。)。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

そこで、通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分については、裁量権の範囲の逸脱又は濫用の有無を検討するに、上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、上記の各情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報のうち、後記2(2)に掲げる部分のみが、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よって、本件各処分のうち通し番号1-175の文書の不開示部分に記録されている情報であつて次の(1)に掲げる部分は、違法であるといわざるを得ないが、その余の部分(次の(2)に掲げる部分)は、適法である。

(1) 不開示部分①

(2) 不開示部分②及び不開示部分③

(別紙5) 通し番号1-176

第1 前提事実（各論）

通し番号1-176の文書（文書1602）は、外務省が作成した昭和35年10月21日付け「大韓民国と請求権問題を処理する場合の問題点（未定稿）」と題する内部文書であり、サンフランシスコ平和条約第4条（a）の「現に朝鮮地域の施政を行っている当局」という文言と北朝鮮との関係における財産・請求権問題の問題点について日本政府内部で検討した見解及び対処方針が記録されている。

このうち、不開示部分は、5ページ（-5-）約6行分であり、韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権について日本政府内部で検討した具体的な見解が記録されている。

（乙A315）

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。

日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠(乙A315)によれば、通し番号1-176の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりであると認められる。

記

2 韓国及び韓国政府の承認の態様による請求権処理方式の差異

A 日韓双方が請求権を主張する場合

(a) 大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認め、かつ、同国政府が全域にわたり管轄権を有するとする場合

(略)

(b) 大韓民国を朝鮮全域を領域とする国家と認めながらも、同国政府の管轄権は38°線以南に事実上限定されているものとする場合

(略)

(c) 大韓民国のみを同半島に成立している唯一の国家として承認しつつ、その領域を朝鮮全域と必ずしもみなさず、法律上も同国政府の管轄権は現実の施政地域についてのみ及ぶものと認め、残りの半島の部分の法的地位は不明確のままにしておく場合

日本は南鮮に対する請求権のみ主張する。韓国は南鮮の日本に対する請求権のみ主張する。

残りの北鮮部分の相互の請求権は全く触れない。■ ■ ■ 不開示部分 ■ ■ ■

B 日韓相互に請求権を放棄する場合

(中略)

(c)の場合

日本は南鮮に対する請求権のみ放棄し、北鮮部分については触れない。

韓国は、南鮮の対日請求権のみ放棄し、北鮮の部分については触れない。

もちろんこの場合に、北鮮と将来何らかの取極をするときにも相互放棄にしないと、前述のA(c)の場合に準じた困難が生ずる。

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報は、韓国を朝鮮半島に成立している唯一の国家として承認した場合における韓国が取得する請求権及び被請求権について日本政府内部で検討した具体的見解であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報は、例えば、通し番号1-51の文書（「日韓請求権問題の種々相」と題する文書）や通し番号1-251の文書（日韓交渉関係法律問題調書集）の一部開示部分で指摘されている既に公にされている請求権問題に関する具体的見解（乙A216、A82[-26-以下]）等と類似するものである可能性はあるが、本件全証拠によつても、これと同一であると認めるに足りる的確な証拠まではなく、韓国側に示されたと認めるに足りる的確な証拠もないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後

における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないとまではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-176の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

第1 前提事実（各論）

- 1 通し番号1-177の文書（文書1605）は、次の内部文書等によって構成されており、日韓漁業協力の意義、目的、実施方法及び必要性について日本政府の見解が記録されている。
 - (1) 外務省が作成した昭和38年4月12日付け「日韓漁業協力に関する日本側の考え方」と題する文書
 - (2) 外務省が作成した昭和38年5月27日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本的態度」と題する文書
 - (3) 外務省が作成した昭和38年5月31日付け「日韓漁業協力について」と題する文書
 - (4) 外務省が作成した昭和38年6月付け「日韓漁業協力の必要性について」と題する文書
 - (5) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年6月1日付け「日韓漁業協力に関する日本側の基本方針（案）」と題する文書
 - (6) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年6月3日付け「日韓漁業協力に関する日本側ト部主査の発言（案）」と題する文書
 - (7) 外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和38年7月23日付け「日韓漁業協力問題の処理方針（案）」と題する文書
- 2 通し番号1-177の文書のうち、不開示部分は、39ページ（-39-）最終行及び40ページから48ページまで（-39-に「次ページ以下9ページ不開示」と記載された当該ページ部分）であり、上記1(7)の文書中にあり、日韓漁業協力問題における懸案事項であった韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定に関し、韓国との交渉における日本政府の具体的な交渉戦略等が記録されている。

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実（各論）のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、また、日韓国交正常化交渉に際して我が国が検討していた韓国側への経済協力の具体的な内容が明らかになれば、それが実現したものか、実現しなかったものかを問わず、北朝鮮は、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことができ、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある（情報公開法5条3号）。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 証拠（乙A316）によれば、通し番号1-177の文書の不開示部分の前後の記載は、下記のとおりであると認められる。

記

日韓漁業協定が12カイリの専管水域を基礎とした日本側で合理的と認められる形で締結されることとなった場合、同協定が韓国の零細漁民の利益を何ら損なうものではなく、逆に、その生活向上に資するものであることをこれら漁民に納得させるため、同漁業協定と平行して実施されるべき日韓漁業協力に関し、別添の韓国側案のごとき諸項目について明示的な取極めを行いたいという韓国側の強い希望を満たすため、日韓漁業協力問題を次のような方針で処理することとしたい。（なお、水産物の輸入問題に関しては、別途処理することとする。）

(1) 基本的には、漁業協力は経済協力の一環であるから、大平・金合意（通常の民間商業借款を含む。）の枠内で賄うべきものであって、その追加としてこれを考えることはできないとの態度を堅持する。

(2) ■■■不開示部分■■■

イ 前提事実及び上記アの認定事実によれば、通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報は、昭和38年当時、外務省が漁業協力問題に関して検討した韓国に対する漁業協力の実施方法及び規模の決定についての日本側の具体的交渉戦略等であると推認することができる。

ウ そうであるとすれば、通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報は、日本政府部内で検討された漁業協力問題（これは経済協力問題の一環を成すものである。）に関する日本側の具体的交渉戦略であり、本件全証拠によつても、これが他の行政文書の一部開示又は韓国側に示されたものとして韓国側開示文書により既に公にされていることを認めに足りる的確な証拠がないことに照らすと、現在においても日朝国交正常化交渉で請求権問題が取り上げられる余地がある以上、当該文書の作成後における時の経過、社会情勢の変化等の事情の変化を考慮しても、一般的又は類型的にみて、これを公にすれば、北朝鮮当局が請求権問題に関する

る日本政府の検討内容等を事前に把握し又は推測する材料となり得ないままではいえないから、北朝鮮との交渉上不利益を被るおそれがあるといえる。

エ したがって、通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報は、一般的又は類型的にみて、国の安全等の確保に関するもの（情報公開法5条3号）に当たるものであると推認することができる。

以上の説示に反する原告らの主張を採用することはできない。

(2) 裁量権の範囲の逸脱又はその濫用の有無について

上記(1)で説示した不開示部分の内容等に照らすと、通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている上記情報を情報公開法5条3号の不開示情報に該当するとして不開示とした外務大臣の判断に裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があるとは認められない。

原告ら主張に係る事情は、いずれも外務大臣の裁量権の範囲の逸脱又はその濫用を基礎付ける具体的な事実とまではいえず、本件全証拠によつても、他に、このような事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 小括

以上によれば、通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報は、情報公開法5条3号の不開示情報に該当すると認められる。

2 結論

よつて、本件各処分のうち通し番号1-177の文書の不開示部分に記録されている情報に係る部分は、適法である。

(別紙5) 通し番号1-178

第1 前提事実（各論）

1 通し番号1-178の文書（文書1618）は、外務省アジア局北東アジア課が作成した次の内部文書等によって構成されており、日韓会談において議論された漁船拿捕問題、在日朝鮮人の法的地位問題、在日朝鮮人の帰還及び補償問題に対する対応について日米間で協議した経緯及び内容が記録されている。

- (1) 昭和34年2月19日付け「北鮮帰還問題に関する件」と題する文書
- (2) 昭和34年2月から同年12月までに作成された日韓会談に関して米国大使館書記官及び同公使との非公式会談の記録が記載された文書

2 通し番号1-178の文書のうち、不開示理由1に係る不開示部分は、次のとおりである。

- ① 202ページ（-202-）約4行分、203ページ（-203-）約1行分（以下「不開示部分①」という。）

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年12月12日付け「日韓会談に関し●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり、韓国に対して在日韓国人を韓国内に定住させることを奨励することについて、同書記官から提示された具体的な対策案が記録されている。

- ② 270ページ（-270-）約9行分、271ページ（-270-）に「次ページ不開示」と記載された当該ページ部分）、272ページ（-271-）7行分（以下これらを併せて「不開示部分②」という。）なお、-271の不開示部分1か所は、情報公開法5条1号による不開示部分であり、本件訴訟の対象外である。）

これは、いずれも、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年12月8日付け「●●三宅会談記録」と題する文書中にあり、韓国に対する財政援助について日本政府が試算した具体的な金額を明示した方策が記録され

ている。

- ③ 276ページ（-275-）最終行から277ページ（-276-）1行目まで（以下「不開示部分③」という。）

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年12月30日付け「三宅●●会談要旨」と題する文書中にあり、韓国に対する財政支援の金額について、日本政府が案として提示した具体的な金額が記録されている。

- ④ 300ページ（-299-）約3行分（以下「不開示部分④」という。）

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年8月15日付け「日韓問題に関する沢田代表とマッカーサー大使との会談要領」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する韓国政府の対応及び日本政府に対する要求とこれに対する日本政府の見解が具体的に記録されている。

- ⑤ 311ページ（-310-）約7行分（以下「不開示部分⑤」という。）

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年8月28日付け「沢田・マッカーサー大使会談録」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の支援策案が具体的に記録されている。

- ⑥ 344ページ（-343-）最終行及び345ページから348ページまで（-343-に「次ページ以下4ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑥」という。）

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年9月11日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の対策について、これに対する韓国政府の要求を踏まえて、米国政府と協議した内容が記録されている。

- ⑦ 363ページ（-358-）4行分並びに364ページ及び365ページ

(- 358 -に「次ページ以下2ページ不開示」と記載された当該ページ部分。以下「不開示部分⑦」という。)

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年10月19日付け「伊関●●会談に関する件」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する日本政府の財政支援について、具体的金額を明示して説明した内容が記録されている。

⑧ 386ページ(-379-) 約7行分(以下「不開示部分⑧」という。)

これは、外務省アジア局北東アジア課が作成した昭和34年11月13日付け「日韓会談及び朝鮮無煙炭輸入に関し在京米側と会談に関する件」と題する文書中にあり、韓国に帰還を希望している在日韓国人に対する補償金に関する日本政府の具体的な見解が記録されている。

(乙B143)

第2 当事者の主張の要旨

1 被告の主張の要旨

通し番号1-178の文書の不開示部分に記録されている情報は、前提事実(各論)のとおりであり、現在、北朝鮮との間では国交正常化に向けた交渉が継続している中でこれを公にすれば、財産・請求権問題についての我が国の施策・方針の形成過程が詳らかにされて、日本政府の外交戦術というべき「手の内」を北朝鮮に予想させることになり、例えば、北朝鮮が、それを前提としてより有利な解決策を引き出すべく交渉に臨むことが可能になるなど、日本政府が北朝鮮と交渉する上で不利益を被る蓋然性が極めて高くなるから、これを公にすることにより、今後想定される北朝鮮との交渉における日本政府の立場を不利にするおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある(情報公開法5条3号)。

2 原告らの主張の要旨

被告の上記主張によても、不開示部分の特殊性又は「手の内」の情報の性

格を識別させる主張がなく、不開示情報該当性の主張としては不十分である。日韓国交正常化交渉と日朝国交正常化交渉の前提状況の相違、日朝間での試算によらない経済協力方式によるこの基本的合意、40年以上の時の経過を考慮すれば、当該不開示部分に記録されている情報を公にすることにより北朝鮮との交渉に影響を及ぼす蓋然性はない。

第3 当裁判所の判断

1 不開示理由1に係る不開示情報該当性について

(1) 被告において主張立証すべき事情についての主張立証の有無について

ア 末尾記載の証拠によれば、次の事実が認められる。

(ア) 通し番号1-178の文書の不開示部分の前後の記載は、次のとおりである(乙B143)。

a 不開示部分①

不開示部分①は、昭和34年12月12日付け「日韓会談に関し●●書記官と会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. ●●は、先週末マ大使は柳大使及び藤山外相と会談したが、日本が韓国に対し文書によるassuranceを行うことはできないことが明らかになったので、米国が日本からassuranceをもらい米国はこれを極秘にして韓国に対し、在日韓人の韓国内resettlementを奨励すること、その際、米国は韓国に対して所要のaidを行う用意のあることを明らかにする、以上のラインで柳大使の説得に努めた結果、柳は12月1日一時帰国し、李大統領と相談することとなった。そのことは日本側でも御承知のことと思うと述べたので、中川より日本が米国に与うるassuranceについて米側では具体的に何か案があるのかと尋ねたところ、■■■不開示部分①

■■■米国としては昨日今次あっせんの基本線につき国務省に請
訓したばかりであり、現在まだ具体案の持ち合はせはなく、また、
そういうような具体的な表現を要求することにするかしないか、
文書にするかしないか等についても決まってはいないと述べた。

b 不開示部分②

不開示部分②は、昭和34年12月8日付け「●●三宅会談記録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2. 昨日の会談で、マ大使が柳大使に対して「日韓交渉を促進するため、自分が側面から言うことがあるか」と尋ねたところ、柳は「伊
関局長は南鮮に帰る一家族（5～6人）当たり1500ドルにて家
が建つと言っているが、これは田舎の家のことであって都会では不
足である。この旨日本側に伝えてくれ。」といったので、マ大使は
「私見だが、それだけもらえばラッキーで満足すべきだろう。し
かし、金額のことは自分のビジネスではないから、必要なら直接日
本側に言いなさい。」と答えた。

3. 更にマ大使は柳大使に対し「フィナンシャル・セットルメントに
ついて、もしこれが漏洩したり、韓国側が何かヒントするようなこ
とを言った場合には、日米両国はこういう事実なしとflatlyに否定
し、全てを御破算にするから御承知ありたい」と述べたところ、柳
は「承知した」と答えた。

4. ■■■不開示部分②■■■

5. 藤山大臣よりマ大使宛てオーラルステートメントの内容につき、
●●は、前記の具体的金額の言及のほかに、今次ディールは、
「刑」を了した釜山抑留漁夫の即時送還の実施、今後「刑」を了す
るものオートマティックな送還の確約が前提条件である旨も明示

さるべきである。何となればもしこの条件がうやむやになるようでは日本側として韓国に金を払う意味はなくなるからである、と述べた上、オーラルステートメント日本側原案に次の文言を付することをサジェストした。

(以下略)

c 不開示部分③

不開示部分③は、昭和34年12月30日付け「三宅●●会談要旨」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

1. まず●●より、月曜日（28日）にソウルの米大使館からの連絡によれば、同日韓国の梁大使代理（崔次官）と米大使館員との会談において、韓国側は、日本が支払うべき金額と同額を米国が立て替え、したがってまた、これは米国的一般対韓援助計画の枠外でそれだけ増額になるものと信じていた。これは、東京における累次の伊関・柳会談で柳大使が伊関局長から聞いた話を報告したところに基づくと述べた趣である。その後、東京の米大使館から、ソウルの米大使館に連絡した後、同大使館は、崔次官に対して、米国の立場を詳しく説明したが、そのときの話では、崔次官は、柳大使の報告によって、米国が上記の立替を行うものと信じていたので、これから韓国側が本問題をリアプレイスしてその態度を変更することは困難なのではないかと思う。すべては韓国側の反応にかかっているが、見通しは悲観的である。柳大使は、今度は本気でまとめるつもりであったが、幾分不注意であったと思う、と述べ、更に伊関・柳会談は、■■■不開示部分③■■■仮定に基づいてなされていたようだが、その仮定は間違いである。伊関局長は韓国側に対して同情的なコメントをされたのではないかと述べた。

これに対して、（以下略）

d 不開示部分④

不開示部分④は、昭和34年8月15日付け「日韓問題に関する沢田代表とマッカーサー大使との会談要領」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

マ大使 実は許代表は自分（マ大使）が日韓の間に入って助けてほしいと頼んできたが、自分は（中略）今度の会談にとってよい空気を作り、それを円滑に進めるために2つのことが必要であると考えている。1つは釜山と大村との相互送還を早くやること、2つは南鮮に帰りたいという者の帰還を早くやること（このことは日本側にもプッシュしたいと思っていることだが）である。北鮮帰還の第一船は、11月に出るということで、それまでまだ大分時間があるのだから、その前に韓国側としては南鮮へ帰りたい者は受け取るということをプライドを持って早急にやるべきである。■■■不開示部分④■■■ただし、自分は彼らが南鮮に帰ってからの生活補助という意味で住宅の建設等のため、金を出してもらうよう日本側に勧めてみる考えでいる。（以下略）

e 不開示部分⑤

不開示部分⑤は、昭和34年8月28日付け「沢田・マッカーサー大使会談録」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

4 マ大使より、明日からの会合をどう運ぶつもりであるかと聞いたので、沢田代表より、前述の情勢に鑑み、明日の連絡会議はせいぜ

い双方の抑留者のリストを交換するくらいなことで終わるだろう。したがって、月曜日の法的地位委員会においても双方委員の顔合わせ程度に止まるであろう。その程度のことではおそらく来週中には situation は much worse になりはしないかということを恐れるので、その場合にはまた貴大使にも考えてもらいたいと述べたのに対し、マ大使は、ともかくも会談が決裂しないようにつないでいくよう努力してほしいと言っていた。

5 ■■■不開示部分⑤■■■日本に残る者については、かつては日本人であった韓国人である事実にも鑑みて、reasonableな彼らの要求はきいてやるように大臣に進言しようと思っていると答えておいた。

f 不開示部分⑥

不開示部分⑥は、昭和 34 年 9 月 11 日付け「日韓会談に関する在京米国大使との会談の件」と題する文書中にあり、その前後の記載は、下記のとおりである。

記

2 数日前、自分（マ大使）が両者と会った際には、韓国側は、法的地位の委員会において韓国居留民の待遇問題が解決されることが前提条件であり、南鮮帰還はそれが片付いてから後の話であると強く主張していた。（中略）その際、両名は南鮮送還に関する問題は財産の持ち帰りで韓国側は帰還者の有する全ての財産の持ち帰りが実現することを必要と考えている旨述べたので、自分から、在日朝鮮人の中には不法な方法で巨額の財産を取得したものがあるが、かかる不法財産についても全額持ち帰りを主張するのかと問うたところ、彼らはそれは合法的に取得したものだけの話であると弁解した。

■■■不開示部分⑥■■■